

令和8年度放課後児童クラブについて(ご案内)

大山町では、保護者が勤務などの理由により放課後および長期休業中に家庭において養育に欠ける児童に対し、遊びを中心とした生活の場を与え、児童の健全な育成を図る目的で、放課後児童クラブを設置しています。

対象者

保護者が~~宣~~勤務等の理由で家庭にいない 小学生



開設場所及び開設時間

地区	クラブ名	開設場所	開設時間
中山	なかよしクラブ	中山公民館	《平日》 放課後～午後7時
名和	あすなろクラブ	あすなろ児童館	
	なわっこクラブ	ふれあい会館	《長期休業中・振替休業日等》 午前7時30分～午後7時 日曜日・祝日、年末年始を除く (※2)
大山	大山児童クラブ	大山小学校(※1)	
	大山西児童クラブ	大山西児童クラブ	
	ところご児童クラブ	大山の里所子	

※ 申し込み状況によっては、利用を調整させていただく場合があります。

※1 長期休業中は、原則ところご児童クラブ(または大山西児童クラブ)と合同で開設します。

※2 土曜日は、町内1か所で開設します。(一時利用登録が必要です。)

費用

【クラブ費】

利用区分	金額
放課後と長期休業中の利用(月額)	3,000円(8月は5,000円)
長期休業中のみの利用(期間の額)	春季休業中(4月)1,000円、夏季休業中5,000円 冬季休業中1,500円、春季休業中(3月)1,000円
午後6時から午後7時までの利用に係る加算額(日額)	100円

※2人以上の児童が利用される場合には、2人目からは半額とします。ただし、午後6時から午後7時までの利用に係る加算額は除きます。

※月の中途入退会の場合は出席日数にかかわらず上記金額になります。

【保険料】500円/人(年額)

※登録時に指定の保険に加入していただきます。

申請手続き

- ① 大山町放課後児童クラブ利用登録申請書に、必要事項を記入の上、同意書、証明書類を添付の上
1月30日(金)までに各クラブまたはこども課へ提出してください。
- ② 現在、児童クラブを利用されている方も、毎年申請が必要ですので提出してください。
- ③ 審査のうえ利用登録決定(または却下)通知を送付します。

※家庭で養育ができると判断される場合はお預かりできません。

※申請時点でクラブ費や町税に未納のある家庭はお預かりできません。

※年度途中に申請することも可能ですが、クラブによってはお預かりできないことがあります。

※保育所に就労証明書を提出しておられる場合でも、児童クラブへも提出をお願いします。

その他

- ① 児童の送迎は、保護者の責任で行ってください。
- ② 毎日利用される方で、お休みされる場合は当日までにクラブへ連絡してください。
- ③ 利用時間が守られないとき、クラブ費を2ヶ月納付されないときは、利用登録を取り消す場合があります。

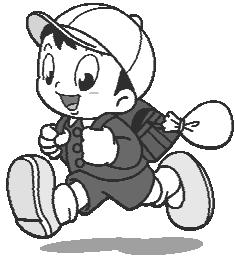
問い合わせ先

あすなろクラブ：大山町あすなろ児童館(☎0859-54-2286)

その他のクラブ：大山町こども課(☎0859-54-5205)

一時利用登録のご案内

一時的に保護者が児童の養育に欠ける場合、放課後児童クラブを利用することができます。



対象者

一時的に保護者が養育に欠ける小学生

開設場所及び開設時間

地区	クラブ名	開設場所	開設時間
中山	なかよしクラブ	中山公民館	
名和	あすなろクラブ	あすなろ児童館	《平日》 放課後～午後7時
	なわっこクラブ	ふれあい会館	《長期休業中・振替休業日等》 午前7時30分～午後7時 日曜日・祝日、年末年始を除く (※2)
大山	大山児童クラブ	大山小学校(※1)	
	大山西児童クラブ	大山西児童クラブ	
	ところご児童クラブ	大山の里所子	

※ 申し込み状況によっては、利用を調整させていただく場合があります。

※1 長期休業中は、原則ところご児童クラブ（または大山西児童クラブ）と合同で開設します。

※2 土曜日は、町内1か所で開設します。（一時利用登録が必要です。）

費用

【クラブ費】(日額)

利用区分	金額
放課後の利用	300円
長期休業中・振替休業日・土曜日の利用	500円
午後6時から午後7時までの利用に係る加算額	100円

※2人以上の児童で利用の場合もそれぞれ上記金額です。

【保険料】500円/人(年額)

※登録時に指定の保険に加入していただきます。

申請手続き

- ① 大山町放課後児童クラブ一時利用登録申請書に必要事項を記入、同意書を添付の上1月30日（金）までに各クラブまたはこども課へ提出してください。
- ② 土曜日に利用される場合は、就労の確認を行うため証明書類が必要です。
- ③ 現在、児童クラブを利用されている方も、毎年申請が必要ですので提出してください。
- ④ 審査のうえ利用登録決定(または却下)通知を送付します。

※家庭で養育ができると判断される場合はお預かりできません。

※申請時点でクラブ費や町税に未納のある家庭はお預かりできません。

その他

- ① 利用をされるときには、事業の運営上原則3日前までに各クラブへ連絡をしてください。
その場合、学校には、前日または当日連絡をお願いします。
- ② 児童の送迎は、保護者の責任で行ってください。
- ③ 利用時間が守られないとき、クラブ費が2ヶ月納付されないときは、利用登録を取り消す場合があります。

問い合わせ先

あすなろクラブ：大山町あすなろ児童館(☎0859-54-2286)

その他のクラブ：大山町こども課(☎0859-54-5205)